町 道 整 備 事 業 マ ニ ュ ア ル

町道整備事業を活用される町内の方及び工事を請け負う建設会社の方は、
このマニュアルを参考にして事業を進めてください。

《整備できる町道の条件》

① 町道の幅員は、道路付属施設を含む２．５ｍ以上であること
② 一般交通に供し、家屋等が存すること
③ 所有権者等の承諾が得られていること
④ 公共施設（公民館、墓場、町有施設）への利用道路や地域と地域を結ぶ連絡道路
⑤ ただし、神社等の宗教施設関連の施設は対象外

《補助率》

町道を整備するためにかかった費用（消費税含む）の７割を町へ補助します。
特例として８割補助の町内もありますので、担当者まで確認ください。
なお、市の補助金は下記のとおり限度額があります。

対象工事費限度額：200 万円（税込み）　補助金：140 万円（7 割）　**※注１**
補助金：160 万円（8 割）　**※注１　注２**

※注１　補助金の上限は 140 万円又は 160 万円で残額は町内負担となります。
※注２　8 割補助の町内は騒音第一種地域（８町内）及び過疎地域（９町内）

《事業の進め方》

① 希望する町道の整備内容を担当者までご相談ください。
整備できる内容の場合は、担当者より関係書類を受け取り下記の準備を進めてください。
② 陳情書を提出してください。（町内会長名→小松市長あて）
③ 請け負う土木業者を決めて、設計書（見積書）を作成してください。　**※注３**
※注３　年度毎の単価表、諸経費率を参考に設計すること。
④ 次の書類を市の担当者まで提出してください。
※申請書には町内会の住所、氏名のみ記入。日付、金額等は未記入でお願いします。

●補助金交付申請書　●補助金変更交付申請書　●補助事業実績報告書
●補助金請求書　●小松市町内道路整備事業チェックリスト
●工事設計書（見積書）●工事箇所、工事内容の図面　●工事箇所写真（起点、終点）
●事前調査表

⑤ 市から許可の連絡をしますので、その後工事に着手してください。
⑥ 工事中に工事費の増減が生じる場合は事前にご連絡ください。
⑦ 工事が完了しましたら次の書類を提出ください。

●精算設計書　●完成写真、工事写真　●請書（写）

⑧ 提出された完成図書、現地を検査した後、約１ヶ月で町内へ補助金を振込みします。

《問い合わせ先》
小松市都市創造部道路課
TEL　0761-24-8088